

新規追加事業

資料3

No.	現計画の該当施策	事業名	事業内容	開始時期	担当課
1	(4)母と子の健康の保持・増進	伴走型相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐために、伴走型相談支援(妊婦面談や妊娠中期のアンケートの実施等)による継続した支援と出経済的支援(出産・子育てギフトの配付)するを一体とした事業を実施します。	令和5年度	こども家庭センター
2	(4)母と子の健康の保持・増進	とうきょう子育て応援パートナー事業	さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、妊娠期から就学前にかけて、関係機関が連携して子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートし、安心して子育てをできる環境を整備することで、児童虐待の未然防止を図ることを目的に妊娠届出時に25歳以下の初産妊婦及びその家庭等の対象者に対し、ゆとり尺度及びケンプアセスメントを用いた面接を実施し、支援を行います。	令和5年度	こども家庭センター
3	(4)母と子の健康の保持・増進	バースデーサポート事業	市内在住で1歳を迎えた子どもの家庭が安心して子育てができるよう、アンケートに回答し申請後に、育児パッケージ(商品券)を配付する。アンケートを元に必要に応じて相談支援を行います。	令和5年度	こども家庭センター
4	(4)母と子の健康の保持・増進	初回産科受診料助成金	妊婦の方の経済的負担を減らし、必要な支援につなげるために、初回産科受診(妊婦判定の受診)費用を助成します。	令和5年度	こども家庭センター
5	(7)子育てしやすい支援体制の充実	多胎児家庭支援事業	市内在住の多胎児を妊娠中の方及び3歳未満の多胎児のいる家庭を対象とし、育児パートナーが保護者が日常行っている家事や育児の手伝いをします。	令和3年度	こども家庭センター
6	(7)子育てしやすい支援体制の充実	産後家事・育児支援事業	市内に居住する1歳未満の乳児がいる家庭であって、日中、親族等による支援を受けることができない家庭を対象とし、家事育児ヘルパーが訪問することで保護者が日常行っている家事や育児の手伝いをします。	令和6年度	こども家庭センター
7	(1)幼児教育・保育の充実	未就園児の定期的な預かり事業	市内の幼稚園、保育所等における定期的な預かりの実施 保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、こどもの健やかな成長を図るとともに、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ります。 こども誰でも通園制度への移行 試行的に開始した本事業について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付であるこども誰でも通園制度の施行に向けて、円滑な移行を進めます。	令和6年度	保育課
8	(3)特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、支援体制の強化を図ります。	令和6年度	こども家庭センター